

經濟論叢

第十三卷 第四號

労働問題と社会政策……………	岸本英太郎	1
ヒルファディング創業利得説の批判序説(二) ……………	岡部利良	24
科学的管理法の分析について……………	小野寺孝一	50
林業労働の存在形態(三)……………	林業労働研究班	59

書 評

Sheldon, Charles D., <i>The Rise of the Merchant Class in Tokugawa Japan 1600—1868</i> , N. Y., 1958 ……………	堀江保藏	75
---	------	----

昭和三十四年四月

京都大學經濟學會

労働問題と社会政策

——佐野稔氏の批判にこたえて——

岸 本 英 太 郎

—
かつて筆者を批判された隅谷三喜男、孝橋正一両氏の社会政策理論が、経済理論把握の不十分さによって混乱におちいったものとすれば、^{*}佐野稔氏の社会政策論は、その経済理論も政治理論も明確にされないまま、思いつきの実践論におちいつているものといえよう。社会政策論争についての完全な無理解が両者に共通しており、その意味ですでに解決ずみの問題で今更批判の要のないものであるが、佐野氏は筆者の理論を直接にとりあげて批判されているので、これにこたえ、社会政策論争の明らかにしたものが一体何であったかを説明してみたい。

* 拙稿「社会政策理論における経済学と政治学」（大河内一男・岸本英太郎編「労働組合と社会政策」所収、参照）

—

まず佐野氏がどのような前提からその論文「社会政策理論と『労働問題研究』」（東北大学、研究年報「経済学」第

四四号所収)を出発させているか、ということからみてゆこう。誤れる前提がいかに誤れる議論を生みだすかをここにみる事ができるからである。

「戦後大河内一男氏の理論を中心にして展開された『社会政策論争』は、多くの人々が参加し、活潑に行われたにもかかわらず、明確な終結をみないままに久しく中断した状態にあった。ところが最近、社会政策学会において、このような停滞を打破るに足る一つの新しい傾向が土唱されるにいたった。……この新しい傾向とは、西村氏によって『社会政策学会のあり方に反省を加え、社会政策研究をあらためて労働問題研究から出発させ、もしくは労働問題研究の一分野に限定しようとする傾向』とのべられへているものである。……」

ところで、このような新しい傾向は、『社会政策論争』の停滞のなかで、それと無縁に発したのではなく、かえって『論争』にもとづいているだけでなく、それに最終的帰結をもたらそうとする極めて積極的な主張でもあったのである。すなわち、氏原氏は、『労働問題の経済学的研究は、経済学の原理論的部分的応用理論にすぎないのであって、社会政策学というような科学の体系が存在するかどうか、疑問だ……』とのべ、また、『もしも、いまは忘れ去られようとしているいわゆる「社会政策論争」に、なんらかの積極的意義があったとしたら、それは、社会政策学から労働問題研究をとき放ったことである』と語っている。さらに隅谷氏は『この論争は労働問題の社会科学的研究においては、ほとんど何もものをもつけ加えなかった』という評価を行っている。この両氏は、従来の『社会政策論争』になんらの意義、成果をも認めないばかりでなく、社会政策学の学問体系、発想方法そのものにたいしても否定的見解を表明され、それにかわって、労働問題研究・労働経済学の体系を主唱するにいたったのである。

このようにみてくると、従来の『論争』がよかれあしかれ、社会政策学を前提とし、その枠内で行われてきたのにたいし、新しい傾向は、前提そのものを検討の対象とし、しかもそれを否定している点において、全く画期的といわなければならない。

しかしながら、この問題提起は、社会政策理論にとって単なる一時的思い付きとして見逃すわけにいかない重要なものをふくんでいる。なぜならば、その多くが、わが国社会政策理論のもつ根本的欠陥に根ざしていると考えられるからである。……この新しい傾向の出現は、……従来『社会政策論争』の意義について改めてあつづけることを促すとともに、その中心点となった社会政策の本質規定―本質論にさかのぼって反省と検討をよびおこす契機ともなったのである。従米のわが国社会政策理論にたいする根本的省察が行われることは、決して無意味なことではなく、現段階的な要請であるように思われる。……」（佐野稔氏「社会政策理論と『労働問題研究』」、四八―五〇頁）

ここで直ちに気付くことは、工場法や災害補償制度や最低賃金制や社会保障制度や年金制度などを直接的な対象として、これを経済理論的・政治理論的に明らかにしようとする学問体系としての社会政策学（理論）にたいする佐野氏の根本的な誤認ということである。われわれは、社会政策理論は、「経済学の原理論の部分的応用」であるといつねに考えてきたし、これとは別個の社会政策学と称する科学の体系が存するなどとはかつて一度も考えたことではない。こんな馬鹿げたことを、あるいはこれに類する途方もない、まともとも思えない言葉を、氏原正治郎氏ともあろうう人が述べているので、筆者は、黙するにしのびず、この人をつねにきびしく批判してきたのである*。

* 拙著「社会政策論の根本問題」、後編第六章、Ⅱの付論Ⅰ「氏原正治郎氏社会政策理論の構造批判」、(1)氏原氏稿「社会政策の社会理論のために」の誤りについて、(2)氏原氏稿「所謂社会政策論争におけるわからないこと」の混乱について、および拙稿「社会政策学の理論的性格」（経済論叢第七八巻一号所収）、参照。この最後の論文で、佐野氏が支持して掲げた氏原氏の文章を筆者はつぎのように批判した。

「経済学や政治学の原理論の部分的応用理論以外に『社会政策学』というような体系が存在する」などと考えている学者は、高田保馬氏を除いてはまずどこにもあるまい。そんな分りきった、誰も問題にもしないことを、問題であるかの如く考えるのがそもそもおかしいことである。社会政策学は経済学や政治学の部分的応用理論であつて、それ以外の何物でもない。しかし

社会政策という政策体系は、原理論のままの形で理解できるわけではない。社会政策という現象を統一的・体系的に把握するために経済学・政治学の部分的応用理論が、社会政策学という形で存在する所以である。このことは財政学や経済政策学その他についても同様云えることである」(前掲拙稿、五〇―五一頁)。

佐野氏は、右の文章の掲載されている「経済論叢」の拙稿を読んでいるが、しかもこれを無視して前掲の文章をのべているのである。了解に苦しむところである。

この佐野氏の根本的誤認は、われわれが、「社会政策論の基礎を資本蓄積論の中にすえて、所謂『窺乏化法則』とこれに基因する社会的対抗との関連において社会政策の本質論と形態論とを導き出した」(拙著「窺乏化法則と社会政策」、はしがき)ことを、したがってまた、われわれが、社会政策研究を労働問題から出発させ、労働問題研究の一分野として行ってきたということを完全に看過させる結果となつているのである。「資本の運動法則とは労働者階級の窺乏化法則であり、これに基因する階級闘争発展の法則である。しかし労働者階級が窺乏化し、階級闘争が発展するところに労働問題が発生する。したがって窺乏化法則とは、まさに労働問題の外ならないのである。∴資本とその運動は、賃労働とその運動を前提する。資本とその運動を規制する資本制蓄積の一般的法則が賃労働とその運動を規制する労働者階級の窺乏化法則として発現し、賃金や労働諸条件を悪化させる一般的傾向と、これに対抗する労働者階級の闘争を必然化するものである。したがって労働問題は競争に媒介された資本の現実的運動に伴う労働市場の発展や形態、賃金や労働条件の諸変化、搾取を強化するための賃金の支払形態やその他の諸制度、不生産的労働の絶対的相対的增加とその意義、階級闘争発展の具体的形態、労働組合運動や社会主義運動の現実的展開、これに対抗する資本や国家の労働政策などを具体的に分析することによって明らかにされるが、これは窺乏化法則の現実への下向であり、窺乏化法則のこれに基因する階級闘争に媒介されての現実化に外ならない

のであって、つねに窺乏化法則を基礎として統一的に把握されねばならないのである。この意味でも窺乏化法則は正に賃労働と労働問題の一般理論をなすものである」(拙稿「窺乏化法則と労働者階級」、経済研究、九巻三号、二〇三頁)。

社会政策理論が労働問題研究の一分野として、労働問題の一般理論との関連において研究されてきたことにたいする佐野氏の認識不足は、こともあろうに、すでに詳細に批判したごとく、賃労働の一般理論としての窺乏化法則と無関係に、ことはもっぱら常識に属する労働問題の諸事実を、経済学的用語で粉飾し、しかもなおいけないことに、資本の運動法則の経済主義的誤認の上になつて、その誤れる「賃労働の理論」と社会政策論を展開した隅谷三喜男氏の論文を、氏原氏の論文と並べて、「画期的」な「新しい傾向」だなどと高い評価を下させるにいたつてゐるのである。

三

すでに社会政策論争はとくに明確に完結してゐるのであって(いまや問題は具体的な社会政策史ないし社会政策の分析あるいは社会政策の基礎理論としての労働力の価値や窺乏化法則の理論的把握の深化に移つてゐるのである)、そこには何らの停滞もないのである。そして社会政策の本質論と形態論が労働問題の一分野として経済理論的・政治理論的に明らかにされてゐることに気付かない氏原氏や隅谷氏の批判すみの誤れる理論にひきまわされてゐるところに、佐野氏の混乱があるといつてよからう。このように、佐野氏の立脚する前提的理論そのものが、余りにも明白な誤れる理論であるがゆえに、論争成果にたいする看過や誤認をつぎつぎに生みだす結果となつてゐるのである。論争は、「社会政策学を前提とし、その枠内で行われた」などというものではなく、労働問題を規制する経済理論と政治理

論とに立脚してなされたのである。以下佐野氏の誤認と混乱を詳細に検討しよう。

社会政策論争は、戦後の「民主化」政策の一環として展開をみた社会政策諸立法の後退・切下という現実のなかでのほげしい階級闘争をふまえて展開されたが、それは、この現実を正しく科学的に把握するための社会政策の理論―本質をまず確立しなければならなかったのである。賃金闘争が勢力的に展開され、またその必要が強く認識されてきた、まさにそのとき、大河内教授は、労働組合がその本来的任務ともいふべき賃金闘争―分配闘争を離れて、生産政策的任務遂行に転換すべきことを説かれたが、これは、戦時下の社会政策の崩壊―強制労働―「ファッszム」化を社会政策の発展とみたごとと同じように、まさに社会政策の大河内理論に立脚しており、したがってこれを理論的・実践的に批判するためには、大河内理論の批判的検討をとおして、社会政策の本質論を、労働問題を規制する経済理論との関連において究明しなければならなかったのである。それはまさに変転する社会政策を正しく認識するための理論的武器をきたえることであった。そして論争は一応、それに成功し、問題は、昭和二十七年においてすでに、この理論を社会政策の現実に適用し分析する段階にたっていたのである。拙著「日本絶対主義の社会政策史」は、この理論の戦前の日本の社会政策への適用による分析であり、戦後の変転烈しい史的現実的分析をまさに行わんとしつつあったとき、筆者はこの仕事を病気で長い間中断のやむなきにいたったのである。論争の成果としての社会政策理論は、少くもこの具体的分析にたえうるものであるといつてよいのである。

この転換のほげしい戦後日本の社会政策とその歴史を正しく分析するためにこそ鍛えられた理論を、佐野氏は社会政策の伝統的概念にとらわれ、現実と遊離した抽象的觀念として、見当違いの評価をされているのである。問題意識のずれの大きさに今更驚かざるをえない。

「…岸本氏にあっては、いずれの段階においても、社会政策―労働者保護―労働力保全という伝統的概念が貫徹し、社会政策論の課題は、かかる伝統的概念の科学的把握、『労働者保護の資本制的論理』を明らかならしめることにあるとされた。ところで、岸本氏の社会政策―労働力保全の資本制形態―「搾取の抑制緩和」という内容規定は、既述した社会政策体系の客観的過程―変質過程によって反省を迫られざるをえず、この点についての論争が行われるにいたった。とくに西村裕通氏は、…社会政策は、岸本氏のいうごとく『搾取の抑制緩和策』…ではなく、かえって、資本の搾取政策以外の何物でもなく、搾取形態の変容にすぎないと批判された。労働者にたいする弾圧・統制政策と譲歩・保護政策とを機械的に切り離し、社会政策の範疇を後者にのみ限定する岸本氏の本質規定は、…他の論者からも批判の対象とされ、両者の統一的把握、相互滲透関係における考察がこころみられるにいたった。…森耕二郎氏の評価（社会政策論争にたいする評価のこと。…岸本）は、戦後のおびただしい社会政策的現実の出現、労働運動の画期的高揚という条件のもとでのそれであった。したがって、かかる『社会政策論争』の性格は、戦後わが国の社会政策学が、『学問とその現実的对象との分離』という戦前からの伝統的な致命的弱点より解放されず、それを根強く継承していることを示すものであった。また当初の問題意識がわが国の現実的な基盤に発しながらも、その前進過程において、従来の伝統的な社会政策理論の枠の中に縛込まれ、抽象化されてしまうという結果に陥り、再び現実過程によって検証されることはなかったのである」（佐野氏、前掲論文）

ここにあるものは、概念構成の論理にたいする感覚喪失である。これは実は理論放棄を意味することを知らねばならないのである。現実の変化についてつねに概念の変化を対応させていたら、概念も理論もなくなってしまいうであらう。現実は不断に変化するからである。

ところで筆者は、伝統的概念にしたがって社会政策を労働政策の一環としての「護歩」と理解してきたが、これを弾圧・統制政策と機械的にきりてはなして論じたことも書いたこともかつて一度もない。つねに両者を統一的

・相互浸透的に理解してきたし、書物でもそのように書いてきた。筆者は社会政策を譲歩として理解してきたから弾圧・統制政策を、譲歩を制限し、切下げ、崩壊せしむるものと理解し、この制限・切下げ・崩壊の危険性を正しく理論的に認識し、これと闘い、譲歩を拡大し確保することの重要性を、機会あるごとに強調してきたのである。弾圧と譲歩を両極とする労働政策という概念がすでに存在するのに、何のために伝統に反してまで弾圧を社会政策の概念に含ましめる必要があらうか。社会政策の後退・切下げ・危機が、新しい形態の社会政策とみることは、社会政策の社会的認識における問題意識の稀薄性を示す以外の何物でもないであらう。佐野氏自身も、無意識では、われわれと同じだしい社会政策概念——譲歩論に立っているのである。次の文章を見よ。——

「ここに戦後社会政策体系の解体と崩壊の過程は、まず、社会政策体系自体の変質——保護的解放的性格から統制的取締的性格への変化——と、抑圧体系の強化と相まった社会政策体系の米日混合型の労務管理政策による圧倒・代替という形で進められてきているといえよう。」（佐野氏、前掲論文、五六頁、傍点岸本）

「……労働者階級は、『民主化』時代には、既成の社会政策体系を楯としながら、自らの生活と権利とを確保してきた。ところが、このような労働運動も一つの転換に直面しなければならなかった。まず、『民主化』政策の終焉とともに、労働運動の楯であり前提でもあった社会政策体系自身が初期の性格を喪失し変質したこと、また社会政策体系の内容である労働者の社会的権利自体が剥奪、制限されたことであつた。」（前掲論文、六二頁、傍点岸本）

変質を、われわれと同様に、佐野氏が社会政策体系の解体・崩壊、あるいは社会政策体系の内容なる労働者の社会的権利自体の剥奪制限と理解しているかぎり、佐野氏も、社会政策を「譲歩」と考えているのである。われわれはこの変質に強い関心と不安をいだくからこそ、これを、社会政策の解体・崩壊、労働者の社会的権利の剥奪として、これに反対して闘わねばならないのである。弾圧をも譲歩と同様に社会政策と考えるなら、弾圧が強化される

という形で、譲歩的社會政策が変質しても、それは社會政策の形態變化（譲歩的社會政策から彈圧的社會政策への形態變化）にすぎず、社會政策体系の解体、だとか崩壊、だとかいえないはずである。社會的權利が社會政策の内容であるからこそ、この權利を奪うことが社會政策の解体・崩壊となるのである。佐野氏の考えがいかに素朴な概念上の混亂であるかは、正常な思考の持主なら誰にでも分ることがらなのである。

四

さて、佐野氏は筆者がすでに詳細に理論的に批判した西村豁通氏の社會政策論をもちだし、社會政策の本質的契機が「資本による労働力の価値収奪にたいする法的手段による抑制緩和」であるとの筆者の理解を否定して、社會政策を資本の擄取政策＝擄取形態の變容とする西村理論を支持しているが、これこそ社會改良としての社會政策にたいする理論的実践的無自覚を表白するものといえよう。社會政策を擄取政策あるいは擄取形態の變容とすることには少しの異存もなく、筆者もずつとそう考えているが、問題は、社會政策がいかなる擄取政策なのか、擄取形態の變容、とはいかなる意味であるかを明らかにすることである。そうでなければこれは何物をも明らかにせず、理論的には無規定にひとしいからである。最低賃金制とか社會保険とか年金とか、工場法による労働日の標準化とか、災害補償とか、あるいは団結・罪業権の承認とかは、階級關係の安定と産業平和のためにする資本による労働力の価値収奪にたいする法的手段（社會的權利の承認）による抑制・緩和策であり、かかる形で擄取政策であり、擄取形態の變容なのである。労働力の価値とか窺乏化法則とかの意義を理論的に確定しないで、すでにわれわれが、これらの理論との関連において、社會政策による擄取政策・擄取形態の變容ということの意義を理論的に明らかにし

ているのに、西村氏がこれに気づかないで、無規定にひとしい搾取形態の変容などという理解に大幅に後退したからこそ、筆者は西村氏を反批判したのである。西村氏は、社会政策を単なる搾取の形の変容とのみ理解して、それが労働者階級にとつても「改良」としての意義を否定しているのであるが、それなら、団結権や罷業権を求めて闘ったり、最低賃金制を求める闘いを組織することは全く無意味となるのである。このようなおおよそ理論以前の説を無条件に支持するからこそ、佐野氏の社会政策論が経済理論も政治理論もまたない思いつきの実践論となつてしまふのである。誠に粗雑な議論という外はない。

社会政策を資本家階級およびその国家の譲歩として、その意義と内容を経済理論的政治理論的に明らかにした社会政策論争は、この譲歩が階級支配の安定と剰余価値生産の安定―産業平和確保のために資本家階級が余儀なくされたものであるだけに、不断の切下げ、後退・解体・崩壊の危険があること、窺乏化法則の貫徹が、社会政策による譲歩の内容を切下、崩壊させ、場合によっては逆に搾取の強化をさえ必然化すること、したがって資本家階級およびその国家のこの社会政策の切下げ、解体化政策と闘い、窺乏化法則貫徹による窺乏化の諸形態とこれと闘う諸方法を示し、現実との深いかわりを明らかにしたのである。社会政策論争においては、伝統的な社会政策理論の、枠などというものははじめからなく、労働問題を規制する経済法則と階級闘争の理論とにもとづいて、労働問題の一環としての社会政策を、経済理論的政治理論的に解明したのであり、それが社会政策をもとめ、あるいはその切下・解体に反対して闘う労働者階級の闘争に根ざして理論化されているだけに、佐野氏の議論は、ひどく現実離れがしていることを痛感するのである。佐野氏の社会政策論争にたいする評価が、いかに見当違いも甚だしいものであるかは、もはやきわめて明らかであろう。この見当違いが、氏原正治郎氏の「社会政策学者の発想方法」という

ありもしないものへの攻撃を無条件的に支持し、労働運動との関係におけるわれわれの社会政策理論を曲解せしめる結果となっているのである。――

「…労働者階級の政治的・階級的力量が戦前とは比較にならないほど強まった戦後の段階では、労働者階級が行う社会政策獲得の運動（ここでは佐野氏は弾圧を社会政策とは考えていない。労働者階級が弾圧を獲得しようとする筈がないからである。岸本）は、単に社会政策成立のモメントたるにとどまらず、具体的内容そのものを規制することとなる。へはじめからそうだ。

社会政策は労働者階級の要求への国家の譲歩であり、その具体的内容を、労働者階級は、自らに有利にするため不断に闘っているからである。…岸本）。それゆえに、戦後の段階において、『労働組合の組織またはその政策は社会政策ではない』と固執する伝統的社会政策理論の枠内では、もはや、労働組合にたいする政策＝社会政策さえも理解できなくなってきた。…

わが国社会政策理論の観念性、不生産性——現段階的課題や現実の労資関係と遊離しがちな——は、『社会政策論争』をふくめて、卒直に反省されねばならないであろう。」（佐野氏、前掲論文、六四―六五頁）

ここでただちに気付く佐野氏の誤謬は、社会政策は労働問題の一環にすぎないことを忘れて、労働組合の組織またはその政策、すなわち、労働組合およびその政策そのものをまで社会政策であるとする無暴をあえてしていることである。社会政策論は譲歩による支配の論理を追求するものであり、労働組合論は抵抗による生活防衛と向上の論理を追求するものである。両者はともに労働問題に属し、その一般理論としての窮乏化法則と階級闘争の法則にもとずいて展開することができるが、両者は別箇のものであり、労働者階級自身の組織と政策を、資本家階級とその国家の政策の一形態たる社会政策にふくましめることは、理論的にも実践的にも全く許しがたいことだといわねばならないのである。これこそ、労働問題を社会政策理論という枠ですべてとらえようとする「社会政策を通して労働問題をみてゆく伝統」にとらわれた態度だと評することができよう。社会政策は労働問題の一環にすぎず、こ

れをもって労働問題のすべてをみてゆかねばならない理由は一つもないのである。労働組合の組織とその政策、すなわち労働組合論は、労働問題の一環として、労働問題の一般理論とその特殊理論に立脚して展開しなければならぬのである。かつて服部英太郎教授は、社会政策論を含めて、労働組合論や社会主義政党論の課題を、社会政策理論の現時的課題とされたが、佐野氏はこの誤れる師の態度を継承したものとさえよう。譲歩としてのいわゆる「労働者保護政策」を理論的に明らかにするのが社会政策論だということは、「労働者保護政策」が社会政策理論の対象であるということであり、これが社会政策概念の伝統となつていているということは、社会政策理論の対象が労働問題の全部でも又その一部としての労働政策そのものでもなく、労働問題の一環たる労働政策の、さらにその一環としての国家の「労働者保護政策」であるということの承認が伝統となつていていると意味するだけである。一般に承認された社会政策論の対象範囲を勝手に拡大して、明確な一般に承認された対象にもとづいて樹立されている概念規定と理論を、伝統的社会政策理論に固執するなど誤断することは、学問をする者にとって許しがたい恣意的態度だといわねばならないであろう。労働組合論を社会政策論にふくませなくても、われわれは、労働組合にたいする労働組合社会政策を正しく理解するのにいささかもこと欠かないのである。労働組合論を、労働問題の一環として、労働問題の一般理論にもとづいて十分に展開することができるからである。こんな冗戯に類する誤断をするから、みのりゆたかな社会政策論争が観念性とか不生産性とか映するのである。

五

さて社会政策論争が理解できないで、社会政策論のあだ花として狂い咲いた「新しい傾向」に眩惑された佐野氏

は、しからばいかに社会政策の本質を理解しているか、筆者の批判者をほとんど無条件に支持する佐野氏は、本質論においてもまず筆者の批判者に批判させ、自らのそれにかえてゐる。――

「……服部氏は、かかる岸本氏の本質規定では（社会政策は、労資の階級関係の安定を通じて産業平和を確保・維持するために国家の法的強制によって行われる資本による労働力の価値取奪に対する抑制緩和策であるとする規定。……岸本）、社会政策が歴史的段階、条件によって、かえって資本による労働者搾取（強化）の手段として機能している事実、また独占段階——とくに全般的危機期——においては、かかる機能と性格とをいっそう強める傾向があるという事実を、どのように説明しようかと幾多の例証によって問題を提起された。さらに、本質規定が労働保護法の基礎形態——産業資本主義期の工場立法にもとづいてなされるかぎり、それは社会政策の現代的課題に応えうるものではなく、それ自体への反省が促されねばならないとされた。岸本氏の本質論にたいする西村氏の批判、……矢島悦太郎氏および孝橋正一氏も、岸本理論に批判的立場をとられ、社会政策の本質を保護政策と弾圧政策との統一という観点から把握しようとして企図されている。」（佐野氏、前掲論文、六七頁）

佐野氏はここで、服部英太郎教授が、筆者と同じ社会政策本質論をもつておられることを認識する必要がある。（服部教授「社会政策」、東洋経済新報社版、「経済学辞典」Ⅱ、三〇—一九頁）。階級闘争のなかで、労働者階級は資本家階級とその国家を譲歩させて社会政策立法を獲得するのであるから、そのかぎりでは、これは資本による労働力の価値取奪を抑制緩和するであろう。だがこの社会改良としての社会政策は、資本家階級が余儀なからしめられた譲歩であるから、資本家階級はこれをさぼり、切下げ、剥奪し、崩壊させようとするばかりか、社会政策によって増大する労働能力から、より多く搾取し、社会政策を搾取強化の手段としようとするであろう。だがそれが可能かどうかは、資本家階級の闘争力いかにかわることであり、社会政策が搾取強化政策という本質をもつことを意味するものでは決してないのである。社会政策の本質は譲歩であり、資本にとって負担であり、自己に不利な「労働力

の価値収奪にたいする法的強制による抑制・緩和」であるがゆえに、資本はこれを剝奪し、搾取の強化手段に転化しようとするのである。このことは、社会政策が労資の力関係に依存しているがゆえに、それはきわめて不安定な事情によつてはいつ切下げられ、崩壊するかもしれない、労働者階級の闘争力に支えられたものであることを意味するだけで、社会政策の本質的契機の一つが、資本による労働力の価値収奪にたいする抑制・緩和から搾取強化へと転化し変質したことを意味するものではないのである。工場法や労働組合法や社会保険や年金制度や最低賃金制などの社会政策の各形態が、搾取の強化手段に転化し変質していれば、それらは社会政策の変質といつてよからう。だが労働者階級は資本家階級のこの転化のための努力や政策と不断に闘っており、現在もなお、社会政策が改良であり、資本による労働力の価値収奪にたいする抑制ないし緩和策である実体を保っており、この本質規定でもって独占段階の社会政策を十分に把握できるのである。労働基準法や労働組合法や健康保険や失業保険が崩壊してしまつたと仮定せよ、労働者階級の状態は明らかに大幅に悪化するであらう。もし服部教授や佐野氏の考えるごとく、これらの所謂社会政策立法といわれるものが搾取の強化策に転化し変質していれば、これらの崩壊は労働者状態の悪化とはならないであらう。そんなことは想像することさえできないのである。今日、日本の労働者階級は争議権の諸制限の撤廃のために闘い、最低賃金制確立のため闘いつつあるが、これは制限ないし部分的禁止をうけているとはいへ、労働組合法にいう団結権・争議権が、資本の労働力にたいする濫奪を抑制していること、最低賃金制が搾取強化政策ではなく、その緩和策であるからこそである。服部教授は筆者と同じ社会政策本質論をいだきながら、それが社会政策の現代的課題に込められるものではないなどと、とんでもない誤断をされているが、それは、この事実を無視するからであり、したがつて社会政策論争を通じて到達した社会政策本質論が社会政策の現代的課

題にもっともよくこたえうるものであることを看過されてしまったのである。服部教授にも歴史感覚の鋭さと対蹠的な概念構成の論理にたいする感覚のにぶさが存するといえよう。これが、佐野氏の所謂「新しい傾向」にたいする服部教授の鋭い批判にもかかわらず、ときどき自らこの傾向の尻馬にのって、折角の教授のすぐれた社会政策論に水をさしているのは大変残念なことである。

ところで、社会政策は労働政策の一環であり、したがって「保護」と「弾圧」との統一において理解しなければならぬが、弾圧そのものは社会政策ではないことはこれまで詳細に明らかにしたところである。しかるに、孝橋正一氏の社会政策「労働政策とする理論的混乱」に気づかないでこれを支持し、又社会政策を譲歩であると同時に弾圧であるとする、社会改良のまた民主主義の一環としての社会政策についての問題意識を欠いだ矢島悦太郎氏の考を支持して、佐野氏は次のような評価を下しているのである。――

……矢島氏、孝橋氏の『飴と鞭』の両面の統一としての社会政策を把握する理論は、『飴』の理論を明らかにすること
に自らの課題をおかれる岸本氏の本質論の『狭隘性』克服を志向するものとしてみることができよう。」（佐野氏、前掲論文、
六九頁）と。

筆者は社会政策を鞭付飴として、弾圧との関連において社会政策を分析してきた（拙著「日本絶対主義の社会政策史」、「窮乏化法則と社会政策」参照）。いなそれ以上に、社会政策がきわめてしみったれたな資本家階級の譲歩であり、不断の切下げと後退と解体と崩壊と直接的弾圧の危険にさらされていることをつねに強調してきたのである。だがこのことは切下げと解体と崩壊と弾圧そのものが社会政策であることをいささかも意味しない。解体と崩壊と弾圧をも社会政策の本質だとしなければそれは狹隘な理論だというなら、その非難を甘んじてうけよう。だが事實は逆

で、これらの理論は、社会政策を労働政策に不当に拡張することによって、社会改良としての社会政策と、それが資本主義の現実のなかでどうむる動搖の、労働者階級にもつ意義を解明することを怠つてこれを看過させ、安易な現実追隨主義におちいつて、社会政策を求める労働者階級に無用な混乱をおこさせる有害無益な議論にはかならないことを忘れてはならないのである。

* 前掲拙稿「社会政策理論における経済学と政治学」参照

さて弾圧を社会政策とみることの無理は、佐野氏もどうやら気付いたようである。「社会政策論争の一つの成果が、社会政策と労働政策との区別を明確にしたことであつた」（佐野氏、前掲論文、六九五頁）とのべているからである。もつともこれは誤認で、社会政策と労働政策とは次元の異つた概念で、社会政策が労働政策の一環であることは周知のことで、論争の成果だなどというものではないからである。

さて、佐野氏は労働政策と社会政策、とくに社会政策をいかに理解しておられるか。

「社会政策は、労働政策と全く同様に資本家の労働者支配の手段であるという側面をもつとともに、他面において、労働者の社会的権利を法的形態において明確化したという側面をもっている。後者の側面にこそ、社会政策と労働政策とを区別し、社会政策体系を独自のたらしめるものがあると考へる。へ全く然り、これは筆者の見解と完全に同一である。——岸本。と」
ここで、岸本氏は、両者の区別を社会政策の特定手段・内容、すなわち、政治的手段・譲歩と区別された経済的手段・譲歩に求められたのであつた。そして、同じ経済的譲歩である「労働条件の維持・改善」「擯取の抑制緩和」が、個別資本によって行われるか国家的な政策として行われるかによって、換言すれば政治的契機との結合如何によって、労働管理と経営政策と社会政策とに分れるとされた。したがつて、また、社会政策（立法）にたいする要求の性格も、経済的要求とされ、工場法、社会保険、最低賃金制は、「直接的な労働条件の維持・改善」策として即時的に把握されるにたいして、労働者の団

結権・罷業権の承認⇨労働組合法は、間接的なへんとんでもないことだ。…岸本、広義における『労働条件の維持・改善』策としてはじめて社会政策の範疇たることができたのである。しかしながら、社会政策の手段・内容は、岸本氏のごとく、単に経済的なものとして把握するべきではなく、かえって、政治的、性格をもつたものとして理解するべきであると考ええる。社会政策の具体的な形態に共通した内容は、労働条件あるいは団結・争議にかんする労働者の社会的権利の規定ということである。しかも、それは、労働者にとっては、個々の資本家あるいは資本家グループから獲得した個別的・一時的性格の護少⇨権利というにとどまらず、それを強め拡大することによって普遍的・恒久的性格をもつ法的形態（政治的手段）による容認にまで明確化・客観化したものだということができる。したがって、社会政策の内容⇨法的形態での労働者の社会的権利は、労働者の直接的な経済的要求にとどまらず、階級的立場でなされる自覚的な闘争⇨政治闘争を媒介とすることによってはじめて達成される政治的要求であったのである。……このように、労働者階級が資本家的収奪に抗して闘いotta法的形態での社会的権利が、歴史的に累積されて形成されたものを、一つの独自の体系⇨社会政策体系として把握してよいであろう。……

……社会政策は、労働者保護的性格を固有の性格としてもつものではなく、かかる性格は、実は、社会政策が具体的な階級・労資関係、階級的力関係においてはたすところの一つの機能にほかならなかつたのである。それゆえに、かかる機能は、具体的な関係、条件によってことなってくる相対的なものにすぎなかつたのである。このような意味において、社会政策は、資本主義的階級関係の具体的表現・客観化として、階級闘争の結節点として把握されねばならないであろう。かく把握することによって、社会政策における労働保護的・解放的性格から搾取強化の手段・ファシズム労働統制的性格への転化、両者の相互浸透関係が、理論的に明らかにされるであろう。ところが、岸本氏においては、相対的な意味をもつにすぎない社会政策の機能の側面『労働力保全』『搾取の抑制緩和』だけが、他の側面と切り離されて、その本質的（⇨経済的）契機として把握されたところに、その本質規定の理論的狭隘性がいわれるゆえんがあると考えられる。（佐野氏、前掲論文、七〇―七一頁、

七二頁、七三頁)。

ここにみられるものは、筆者の理論にたいする誤認ということばかりでなく、社会政策の経済理論が完全に欠除していて、社会政策論を労働法学的段階にとどまらしめているということである。

まず筆者は、社会政策を求める闘争が、単なる経済闘争だなどは決して考えていない。「社会政策的譲歩を余儀なくさせる労働者階級の闘争は、個別資本や集団資本を譲歩させる態(これは福利施設や団体協約として結実する)のものではなく、これらの範囲をこえて、資本家階級の階級としての共同任務遂行機関たる国家に向つての要求であり、その行動は、一般的、政治的、行動に外ならない。従つてこの闘争は政治的階級支配関係を不安定ならしめ、あるいはその危険を含み、同時に剰余価値の生産を動揺させ、攪乱する」(拙著「窮乏化法則と社会政策」、五三頁)のである。かかる階級闘争への譲歩として社会政策が成立するのであるから、譲歩の内容が労資間の労働条件に直接にかかわる経済的譲歩であるとしても、国家の譲歩そのものは政治的行動であるから、内容的にそれが経済的譲歩であつても政治的譲歩であつても、そしてそれが法的形式をとろうかとするまいが、譲歩の内容を形式づけるものは政治であるといわれねばならないのである。筆者が社会政策の本質の一契機として、国家の法的強制による資本の労働力の価値収奪にたいする抑制緩和と規定したのは、内容規定なのである。社会的権利では実はいまだ何物をも説明してはいないのである。最低賃金制とか社会保険とか年金とか、社会的権利の内容をなす労働条件にかかわる諸規定は、経済理論によらねば明らかとならないからである。社会政策は立法形式で実現するから、それが労働者階級の権利であり、資本家階級および国家の義務であることは誰でも知つてゐることであり、筆者もいくたびも強調してきたところである。そして、佐野氏のいう社会政策の「社会的権利」の内容を経済理論的に明らかにした

ものが、まさに、資本による労働力の価値収奪にたいする抑制緩和に外ならないのである。ところで佐野氏はこれを社会政策の本質的一契機ではなく、その「機能の一側面」にすぎないとされているが、それこそ自らの理論的弱点をあらわに示すものといえよう。社会政策を労働者階級に与える社会的権利として理解することは、とりもなおさず、社会政策を譲歩として理解していることである。資本家階級とその国家は、労働者階級の闘争なくして、労働者階級に社会的権利を与えることなどありえず、「労働者階級が資本家的収奪に抗して闘い」とった法的形態での社会的権利が、歴史的に累積されて形成されたもの」が社会政策体系であることを佐野氏自身も認めているからである。これは、同時に、弾圧は社会政策ではないことを認めていることを意味するのである。ところで労働者階級が闘い」とった労働諸条件にかかわる社会的権利の内容をなすものは、標準労働日による労働時間の短縮とその標準化であり、最低賃金制による苦汗的低賃金労働者の賃金をある一定の最低水準まで引上げることであり、社会保険や年金による事故のときの諸給付金の支給であり、災害の場合の補償であり、労働者階級への団結権や争議権の賦与などである。労働者階級が譲歩させて獲得した社会的権利としての社会政策のこのような内容は、社会改良とよばれ、「労働者保護」とよばれ、「労働力保全」とよばれているが、これは社会的権利としての社会政策そのものの内容であり、したがって社会政策の本質的契機をなすものであり、社会的権利としての社会政策の機能の一側面などというものではないのである。

社会政策が労働者階級の社会的権利であり、資本家階級のやむをえない譲歩であって、これが資本家階級の自由な労働力の価値収奪を制限して、これを抑制（労働組合社会政策）緩和（所謂労働保護的社会政策）する本質をもつものであるからこそ、資本家階級はこれを引下げ、解体し、崩壊させようとするのである。これが単なる社会的権

利の機能の一側面なら、資本家階級はこれを引下げたり解体させたり崩壊させようなどと決してしないであろう。佐野氏はここで社会政策が労資両階級の闘争において、資本家階級が譲歩させられたものだとすることを完全に忘れ去っているといえよう。そして資本家階級が、その譲歩としての社会政策を切下げ解体崩壊させようと闘っても、労働者階級もまたこれに抗して、それをまもり、さらに拡充してゆこうと闘っているものであり、社会政策としての社会的権利そのものが搾取の強化策に転化し変質してはいないのである。だからこそ、ファシズムは、社会政策「社会的権利そのものを利用してではなく、これを解体・剝奪したうえで確立するのである。譲歩」「労働者保護」資本による労働力の価値収奪にたいする法的強制による抑制・緩和が、社会政策の本質的契機でなく、社会政策の機能の一側面にすぎぬなどという佐野氏の妄言は、春秋の筆法をもってすれば、弾圧も、階級間の力関係いかにかかっており、労働者階級の闘争力いかによって、これが譲歩に変質・転化する危険（資本家階級にとっての危険）をもつものであるから、弾圧政策の機能の一側面であり、その本質ではないということになる。この脊理は、佐野氏が社会政策を譲歩であり、社会的権利の確定であるとしながら、いつかこれを忘れさってしまったことから生れたといつてよからう。社会政策は資本家階級が労働者階級の闘争のなかに打ちこんだ楔ではなく、その逆のものだということをお忘れのからこそ、社会政策が社会改良であるという簡明な事実をさへ看過することになるのである。すでに幾度も述べたごとく、社会政策が階級間の力関係に依存しており、したがって不安定なもので、つねに切下げ・解体・崩壊の危険にさらされているということは、社会政策の本質的契機が資本による労働力の価値収奪にたいする（法的強制による）抑制緩和策であるということをお否定するものではなく、逆に、そのことを証明するものである。それが資本家階級の自由な労働力の価値収奪をさまたげ、これを抑制ないし緩和するものだからこそ、

資本家階級は、社会政策を切下げ、解体させ、崩壊させようとするのである。資本による労働力の価値収奪にたいする抑制緩和が、社会政策の機能の側面にすぎないものであるなら、資本家階級とその国家は、他の側面たる搾取の強化の側面をひきだせばよく、なにも社会政策を切下げたり、解体・崩壊させたりする必要は少しもないのである。もし佐野氏のいうごとく、「社会政策における労働保護的・解放的性格から搾取強化の手段・ファッシズム労働統制的性格への転化」が真実なら（これは決して真実ではないが）、社会政策の崩壊と考えるべきであり、本質が変ったものゝ変質したものをあえて社会政策と称する必要がどこにあるか。佐野氏は社会政策と労働政策との区別を認めながら、又してもここで、社会政策を労働政策に不当に拡大してしまっているのである。佐野氏や孝橋氏の理論は、民主主義とファッシズムとの区別をさえ無視する無感覚さだといえよう。民主主義は、資本主義の独占階級においてはつねにファッシズムへの転化の危険にさらされているが、もしこの転化が行われれば、そこにファッシズムが成立するが、これは依然として民主主義なのであろうか。佐野氏や孝橋氏の考からすればそうならざるるえない。だがそんな馬鹿なことはありえない。これは民主主義の崩壊によるファッシズムの成立と考えるなければならないのである。これは民主主義が変質して民主主義とは異なるファッシズムに転化したことを意味するのである。だが民主主義もファッシズムもともにブルジョアの支配の政治形態である。したがってブルジョア政治という視角からみれば、これは、ブルジョアの支配形態の民主主義の形態からファッシズムの形態への転化と考えることができる。社会政策についても同じことである。社会政策が「労働者保護的・解放的性格から搾取強化の手段・ファッシズム労働統制的性格へ転化」したとすれば、これはもはや社会政策ではなく、その変質であり、社会政策の崩壊とそのファッシズム的労働統制への転化である。だが社会政策も、ファッシズム的労働統制もブルジョアの

労働政策の形態である。だから労働政策という視角からみれば、これは、労働政策が、労働者保護的・解放的形態としての社会政策的労働政策形態から、搾取強化のファッszム的労働政策形態への転化と考えることができるのである。佐野氏や孝橋氏が、社会政策を、不当に労働政策に拡大するという混乱をおかしているということは、もはや一点の疑問をさしはさむ余地もないであろう。佐野氏や孝橋氏の理論では、社会政策が民主主義の一環であることの重大な意義が理解できぬばかりか、社会政策の危機・崩壊が、民主主義の危機・崩壊であり、そのファッszム化への途であること、したがって社会政策、とくに争議権をまもることが民主主義の擁護とファッszム化への抵抗の途であるという社会政策論の現時的課題など、到底理解することはできないのである。かかるいい加減な問題意識に立ち、自らの混乱に気づかないで、筆者の社会政策論を理論的狭隘性などと批判するのは、自らその無理論的弱点を表明するものといえよう。

六

筆者は、社会政策論争を通して確立した社会政策論に立脚して、「日本絶対主義の社会政策史」や「窮乏化法則と社会政策」を執筆し、「社会政策理論の課題は、社会政策が具体的な搾取機構、階級関係においてもつとこの機能を明らかにすること、その政策構造、労働運動との関連を明らかにすることによって、社会政策の限界性の指摘のみならず、労働者の陳腐強化、運動の拡大・深化のための意識の利用、積極的構築という実践的要請に応え」（佐野氏、前掲論文、七九頁）んとしたのである。その成否の程度はともかく、この実践的課題は、社会政策論争によって確立された社会政策理論によって果されうることだけは、ある程度明らかとなっているのである。しかるに、佐

野氏は、これに気づかず、われわれの理論が佐野氏のいう社会政策理論の実践的要請にすでにある程度こたえ、またこたえつつあることを無視し、われわれがすでに批判してきた誤れる「労働問題研究」の「新しい傾向」に眩惑され、そこに真実の理論があるかのごとく誤認し、次のごとくのべられているのである。――

「ところが従来の社会政策理論の枠にとどまるかぎり、もはやかかる要請に応ええなくなったというところに、それに対する反省、さらに否定論『労働問題研究』の新たな学問体系の提唱がなされるにいたったゆえんがあると考えられる。」（佐野氏、前掲論文、七九―八〇頁）と。

これがいかに見当違いのしかも佐野氏自身の理論とさえも矛盾する批判であるかは、すでに詳細に批判したところである。佐野氏の理論は、社会政策論争や筆者の理論やあるいは又「新しい傾向」の理論にたいする完全な誤認に立脚しており、その意味で、佐野氏自身、これらの理論をまずそのものとして正確に理解し、自らの誤認をとくことが先決問題だといえよう。佐野氏の論文が、無意味な、自分の理論と社会政策にたいする問題意識の未熟さと低調さを示すものとなっていてるのはまことに残念である。